

フラグシップ・ニュース 拝啓社長殿

## トップのための経営財務情報

第472号 この資料は全部お読みいただいて120秒です。

今回のテーマ： 迫りくる国際会計基準IFRS—内部統制の活用を視野に

### 内部統制に関する規定はIFRSにはないが・・・

上場会社が自社の内部統制を評価し報告する制度（内部統制報告制度）もすでに2年目をむかえました。現場ではいまだに混乱が続いているものの、世間の話題は既にIFRS（国際財務報告基準）に移っています。各社がコストをかけて内部統制を整備し評価した作業が、IFRSの導入に際してどのように役立つかを「構成要素分解」と「見積り重視」という2つの側面から検討してみます。

### IFRSでは会計という虫めがねで分解する

IFRSは日本の会計基準と比べていくつかの特徴があります。そのひとつが、取引を会計の側面から構成要素に分解し、取引実態に応じてそれぞれに適切な会計基準を適用することです。

例えば、機器販売と保守サービスを一体として契約し、代金の内訳が明示されていない契約であっても、売上代金を分解し、機器は納入時点で売上計上し、保守サービスはその履行に応じて売上を計上します。

### 内部統制の業務プロセス調査が役立つ

IFRSが導入されると取引を会計の側面から詳細に分析していく必要があります。各社でコストをかけて行った内部統制の業務プロセス調査は、会計の側面からの取引分析に大いに役立ちます。

### IFRSは未来志向の会計

もうひとつの特徴として、IFRSでは将来の経済的便益を見積もって、それを現在の価値に引き直して貸借対照表に計上するという考え方があります。委任を受けた経営者の執行結果を損益計算書において報告するという性格よりも、投資判断のための将来情報を貸借対照表において提示するという性格が強く出ています。

事業計画に基づいた将来キャッシュフローや見積り課税所得により、固定資産の減損や繰延税金資産の金額を検討することは既に日本基準でも取り入れられています。それだけでなく、IFRSでは例えば有形固定資産の減価償却方法についても、選択した定率法や定額法が将来の経済的便益の消費パターンを反映していることについて、基本的には、投資時点はもとより每期証明する必要があります。

### 見積りは内部統制でチェック

金融庁が公表した内部統制の実施基準には見積りについてつぎのような評価項目があります。

経営者は、適切な会計処理の原則を選択し、会計上の見積り等を決定する際の客観的な実施過程を保持しているか。

従来は、公表された会計指針を探し出して、そのルールどおりに会計処理を決める方法が日本では定着していましたが、IFRSの導入とともに会計処理方法の選択や見積りなど会計に関する意思決定プロセスの内部統制を構築することがより重要となります。

### お見逃しなく！

#### 全面採用（アドプション）に向けて

日本では2015年または2016年にはIFRSが強制適用される可能性があります。現時点でも2010年3月期の年度の連結財務諸表からIFRSの任意適用が容認され、いくつかの企業は適用を予定しています。内部統制についても単に制度を充足するだけでなく、IFRSの導入に向けて会社自身で業務を調査し、会計上の意思決定を行えるプロセスを構築することが求められると言えます。